

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成29年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成29年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------|--------------|
| 1 「分離長期譲渡所得」の金額 | | | |
| ・ 「収入金額」 | 10,000,000円 | ・ 「必要経費」 | 2,500,000円 |
| ・ 「所得金額」 | 7,500,000円 | | |
| 2 「不動産所得」の金額 | | | |
| ・ 「収入金額」 | 24,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 16,265,000円 |
| 3 「給与所得」の金額 | | | |
| ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,000,000円 |
| 4 「繰越損失額」 | | | △15,450,000円 |

《第一表》

（単位は円）		種類	青色	国出損失修正	特示	番号	選択	必要
収入金額等	事業等	⑦						
	農業	⑧						
	不動産	⑨	24000000					
	利子	⑩						
	配当	⑪						
	給与	⑫	8000000					
	公的年金等	⑬						
	その他	⑭						
	総合譲渡	⑮						
	一時	⑯						
所得金額	事業等	⑰						
	農業	⑱						
	不動産	⑲	16265000					
	利子	⑳						
	配当	㉑						
	給与	㉒	6000000					
	雑損	㉓						
	総合譲渡・一時	㉔						
	合計	㉕	14315000					
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉖					
医療費控除		㉗						
社会保険料控除		㉘	700000					
小規模企業共済等掛金控除		㉙						
生命保険料控除		㉚	100000					
地震保険料控除		㉛	50000					
寄附金控除		㉜						
寡婦・寡夫控除		㉝	0000					
勤労学生・障害者控除		㉞	0000					
配偶者（特別）控除		㉟	380000					
扶養控除	㊱	126000						
基礎控除	㊲	380000						
合計	㊳	2870000						
税	課税される所得金額	㊴						000
	上の㊴に対する税額	㊵	2240850					
	配当控除	㊶						
	（特定増設等）区分	㊷						
	住宅借入金等特別控除	㊸	200000					
	政党等寄附金等特別控除	㊹						
	住宅取得等特別控除	㊺						
	住宅特定等特別控除	㊻						
	差引所得税額	㊼	2040850					
	災害減免額	㊽						
再差引所得税額	㊾	2040850						
復興特別所得税額	㊿	42857						
所得税及び復興特別所得税の額	㋀	2083707						
外国税額控除	㋁							
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋂	220000						
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋃	1863700						
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋄							
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋅	1863700						
納める税金	㋆							
還付される税金	㋇	△						
その他	配偶者の合計所得金額	㋈						
	専従者給与（控除）額の合計額	㋉						
	青色申告特別控除額	㋊						
	経費・有価証券の譲渡（復興特別所得税の源泉徴収税額）の合計額	㋋						
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋌						
	本年分で差し引く繰越損失額	㋍	15450000					
	平均課税対象金額	㋎						
	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。							
	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。							
	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。							

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法41の5による繰越損失額」（△15,450,000円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（7,500,000円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△7,950,000円）を、①欄から⑧欄の合計額（22,265,000円）から差し引いた残額（14,315,000円）を記載します。

《第三表》

住所 氏名	氏名	コクゼイ ジロウ 国 税 二 郎
----------	----	---------------------

特 例 適 用 条 文									
法		条		項		号		号	
所法	措法	寛法		条の		の		項	号
所法	措法	寛法		条の		の		項	号
所法	措法	寛法		条の		の		項	号

(単位は円)											
収入 金 額	分 離 課 税	短期譲渡	一般分	シ							
		軽減分	ス								
		長期譲渡	一般分	セ		1	0	0	0	0	0
		特定分	ソ								
		軽減分	タ								
		一般株式等の譲渡	チ								
		上場株式等の譲渡	ツ								
		上場株式等の配当等	テ								
		先物取引	ト								
		山林	ナ								
退職	ニ										
所得 金 額	分 離 課 税	短期譲渡	一般分	59							
		軽減分	60								
		長期譲渡	一般分	61						0	
		特定分	62								
		軽減分	63								
		一般株式等の譲渡	64								
		上場株式等の譲渡	65								
		上場株式等の配当等	66								
		先物取引	67								
		山林	68								
退職	69										
税金 の 計 算	課 税 さ れ る 所 得 金 額	総合課税の合計額 (申告書日第一表の⑨)	⑨		1	4	3	1	5	0	
		所得から差し引かれる金額 (申告書日第一表の⑫)	⑫		2	8	7	0	0	0	
		⑩ 対応分	70		1	1	4	4	5	0	
		⑪⑫ 対応分	71						0	0	
		⑬⑭ 対応分	72						0	0	
		⑮⑯ 対応分	73						0	0	
		⑰ 対応分	74						0	0	
		⑱ 対応分	75						0	0	
		⑲ 対応分	76						0	0	
		⑳ 対応分	77						0	0	

税金 の 計 算	税 金 の 計 算 額	⑩ 対応分	78		2	2	4	0	8	5	0
		⑪ 対応分	79								
		⑫ 対応分	80								
		⑬ 対応分	81								
		⑭ 対応分	82								
		⑮ 対応分	83								
		⑯ 対応分	84								
		⑰ 対応分	85								
		⑱から⑳までの合計 (申告書日第一表の⑳に転記)	86		2	2	4	0	8	5	0
		株式等 配当等 先物取引	本年分の⑧⑨から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	87							
88											
89											
90											
91											

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000 円	0 (7,500,000) 円	円
		合 計	0	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項			
種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項		
所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整 理 欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
	取得 期限				特例 期間				
	資産		入力		申告 区分				

丁成二十八年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。